

勞務第三八九八號

昭和七年十二月十九日 警視總監

藤沼庄平

事務大臣 山本達雄 殿  
事務次長 官 殿  
社 會 局

發生十二、九 解決十三、三  
使用労働者十八、内、女五、  
爭議参加者十八、  
労働組合 東京映画撮影会 労働支部

映画大森新興館労働爭議ニ関スル件(関勞)(發生)解決

要旨 賃銀不払、雇主と労働者との間に於て、労働者側より四日間ニテ閉鎖解決セリ

標記、件經過左ノ通り

一、爭議發生ノ場所 大森區入新井四ノ九、一  
二、事業主側

名 称 大森新興館  
事業主 角間啓二(個人経営)

7. 11. 21  
4545